



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

千葉県労働委員会だより

—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

「無料労働相談会」を開催します

- 労働組合や合同労組から突然、団体交渉の申し入れがあった。
- 業績悪化により賃金引き下げを組合に交渉したいが、どのようにしたらいいか。 など・・・

残念ながら労使トラブルが起こってしまったときは、早期に適切な対策を講じることが必要です。無料労働相談会では、労使関係に豊富な知識と経験がある労働者委員、使用者委員の2名が労使紛争の問題解決に向けて、お手伝いをいたします。

ご相談内容やプライバシーに関する秘密は守られます。

相談会場は2つありますので、この機会にぜひ、ご相談ください。

無料労働相談会

会場：船橋フェイスビル5階（JR船橋駅南口、京成船橋駅直結）
平成29年10月7日（土）午後1時から午後5時まで

会場：千葉県労働委員会事務局（千葉県庁南庁舎7階）
平成29年10月12日（木）午後4時30分から午後7時30分まで
平成29年10月26日（木）午後4時30分から午後7時30分まで
平成29年11月13日（月）午後4時30分から午後7時30分まで

URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/press/h29/soudankai.html>

対象者：使用者・労働者・労働組合

※県内事業所における労働問題が対象となります。

※予約が必要です。相談時間は、おひとり当たり45分程度です。

労働委員会の主な仕事

- ・労働争議について、調整（あっせん・調停・仲裁）を行い、紛争解決を支援します。
- ・個別的労使紛争について、あっせんを行い、紛争解決を支援します。
- ・不当労働行為の申立てについて、審査を行います。不当労働行為と認定すれば救済命令を発します。
- ・労働組合の資格を審査し、証明書を発行します。

【予約・お問い合わせ先】千葉県労働委員会事務局

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735

千葉県労働委員会

検索